

社会福祉法人同仁会定款施行細則新旧対照表(案)

現 行	改 正 後										
<p style="text-align: center;">社会福祉法人同仁会定款施行細則</p> <p>(報酬)</p>	<p style="text-align: center;">社会福祉法人同仁会定款施行細則</p> <p>(報酬等)</p>										
<p>第15条 委員が委員会の会議に出席したときは、1回当たり12,500円の報酬を支給する。</p>	<p>第15条 委員の報酬及び旅費に関しては、社会福祉法人同仁会役員等報酬規則の規定を準用する。</p>										
<p>2 理事長又は理事会が必要と認める研修会参加又は業務従事したときは、1時間あたり6,250円の報酬を支給する。</p>											
<p>3 法人の職員を兼ねる委員には、報酬は支給しない。</p>											
<p>(旅費)</p> <p>第16条 前条に規定する会議出席、研修会参加又は業務従事のために旅行したときは、旅費を支給する。</p>	<p>(削除)</p>										
<p>2 旅費の種類は、次の各号に掲げる交通機関利用料(鉄道賃、船賃、航空賃、バス賃、タクシー利用料)、宿泊料、研修会等の負担金、駐車料金及び自家用自動車を利用した場合の当該自家用自動車の借り上げ経費とする。</p>											
<p>(1) 鉄道賃は、次により支給する。</p>											
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旅客運賃</td> <td>路程に応じた旅客運賃(運賃に階級がある場合は上級の運賃)</td> </tr> <tr> <td>急行・特急料金</td> <td>路線ごとに片道50km以上の急行又は特急料金</td> </tr> <tr> <td>グリーン料金</td> <td>路程ごとに片道 100km以上のグリーン料金</td> </tr> <tr> <td>座席指定料金</td> <td>路程ごとに片道 100km以上の座席指定料金</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	旅客運賃	路程に応じた旅客運賃(運賃に階級がある場合は上級の運賃)	急行・特急料金	路線ごとに片道50km以上の急行又は特急料金	グリーン料金	路程ごとに片道 100km以上のグリーン料金	座席指定料金	路程ごとに片道 100km以上の座席指定料金	
区 分	内 容										
旅客運賃	路程に応じた旅客運賃(運賃に階級がある場合は上級の運賃)										
急行・特急料金	路線ごとに片道50km以上の急行又は特急料金										
グリーン料金	路程ごとに片道 100km以上のグリーン料金										
座席指定料金	路程ごとに片道 100km以上の座席指定料金										
<p>(2) 船賃は、次により支給する。</p>											
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃含む)</td> <td>路程に応じた旅客運賃(運賃に階級がある場合は上級の運賃)</td> </tr> <tr> <td>寝台料金</td> <td>現に支払った寝台料金</td> </tr> <tr> <td>特別船室料金</td> <td>現に支払った特別船室料金</td> </tr> <tr> <td>座席指定料金</td> <td>現に支払った座席指定料金</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃含む)	路程に応じた旅客運賃(運賃に階級がある場合は上級の運賃)	寝台料金	現に支払った寝台料金	特別船室料金	現に支払った特別船室料金	座席指定料金	現に支払った座席指定料金	
区 分	内 容										
旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃含む)	路程に応じた旅客運賃(運賃に階級がある場合は上級の運賃)										
寝台料金	現に支払った寝台料金										
特別船室料金	現に支払った特別船室料金										
座席指定料金	現に支払った座席指定料金										
<p>(3) 航空賃は、国内旅行にあつては北海道、沖縄に旅行する場合及び理事長が認める場合に限り支給し、現に支払った旅客運賃により支給する。</p>											

(4) バス賃及びタクシー料金は、乗車する路程が2Km以上ある場合に支給し、現に支払った旅客運賃による。

(5) 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、1夜当たり次により支給する。この場合、表中甲地方とは、東京都、大阪府、名古屋市、京都市及び神戸市その他これらに準ずる地域で理事長が認める地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合は、乙地方に宿泊したものとみなす。

区 分	宿泊料
甲地方	16,500円
乙地方	14,900円

(6) 宿泊施設が指定されている研修会等に参加する場合において、前号に規定する宿泊料を超える金額のときは、当該金額を支給する。

3 自家用自動車を利用した場合の当該自家用自動車の借り上げ経費として、次により支給する。この場合、走行距離のKm未満は切り捨てるものとする。

(1) 走行距離が50Km未満のとき

1,000円

(2) 走行距離が50km以上のとき

ア 燃料費 走行距離 (Km) ×15円

イ 車両経費

(ア) 走行距離 50km以上100km未満の場合 1,000円

(イ) 走行距離100km以上150km未満の場合 2,000円

(ウ) 走行距離150km以上200km未満の場合 3,000円

(エ) 以下50Km増える区分毎に1,000円加算

ウ 高速道路使用料 (現に支払った金額)

4 理事長は、旅費の支給を受けようとする委員及び概算払に係る旅費の支給を受けその精算をしようとする委員に、当該旅費の支払又は清算に必要な第2項第2号から第4号まで、同項第6号及び前項第2号ウに規定する現に支払った料金が確認できる書類の提出を求めることができる。

5 旅費の算定の起点は、自宅とする。

6 法人の職員が兼ねる委員が旅行した場合は、社会福祉法人旅費規程を適用する。

(報酬等の支給方法)

第17条 委員に対する報酬及び旅費は、次の各号により支給する。

(1) 会議出席に伴う報酬及び旅費は、当該会議に出席した都度支給す

(削除)

る。

(2) 研修会参加又は業務従事に伴う報酬及び旅費の支給は、職員の例に準ずる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

第18条～37条

第16条～35条

付 則

この細則は、この細則は、平成30年5月29日から施行する。